

愛川町 役場庁舎等あり方・機能等検討業務委託

(令和7年度債務負担行為設定分) 公募型プロポーザル評価基準

1. 評価方法

審査員5名を評価者として評価を行い、各審査員の採点結果を合計の上、その合計点数が最も高い者を、最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする（5名の配点の合計は、500点）。

2. 評価点の計算方法

評価点は、「業務実績、実施体制及び価格」と「企画提案内容」の合計で計算する。

3. 各審査員への評価点の配分

審査員一人あたり、100点を配点し、「業務実績、実施体制及び価格」に25点を、企画提案内容に75点をそれぞれ配分する。

4. 評価点の最も高い者が複数いた場合の処理

各審査員の採点結果の合計の最も高い者が複数となった場合には、「企画提案内容のみの合計点数」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記の処理を行った結果、さらに、「企画提案内容のみの合計点数」において同点の者が複数となった場合には、当該者のうち「その他独自の提案のみの点数」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記の処理を行った結果、さらに「その他独自の提案のみの点数」において同点の者が複数となった場合には、見積額が最も低い1者を最優秀提案者とする。

さらに、見積額が同額となった場合においては、審査員5名による協議において決定する。

5. 最低基準点の設定

評価の結果、当該事業者に対する各審査員の採点結果の合計が、各審査員への配点合計の60パーセントである300点に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、最優秀提案者として選考しないものとする。

6. 見積価格に係る下限値の設定

審査においては、見積価格は評価の1基準であり、実績や提案内容も含めた

総合的見地から最優秀提案者を判断するものであることから、見積価格に下限値は設けない。但し、提案の内容に比して妥当な価格の提示となっているかについて、各審査員は、事業者より提出された企画提案内容書の審査と、プレゼンテーションの場における質疑により、当該提案事業者への確認を行う。